

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成 30 年 10 月 24 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800051号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1800032号

## 第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における昭和60年6月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和60年6月の標準報酬月額については、15万円から17万円とし、同年7月から同年9月までの標準報酬月額については、15万円から18万円とする。

昭和60年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和60年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求期間②について、請求者のB社における平成11年7月21日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年7月の標準報酬月額については、19万円から22万円とする。

平成11年7月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成11年7月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和60年3月1日から同年10月1日まで  
② 平成11年7月21日から同年10月30日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間①及びB社における請求期間②に係る標準報酬月額が実際に支給された給与額より低く記録されている。

調査の上、請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を実際の給与額に見合う額に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和 60 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日の期間について、請求者から提出された A 社の給料支払明細書により、請求者は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（15 万円）より高い標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額（15 万円）より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、昭和 60 年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和 60 年 6 月は 17 万円、同年 7 月から 9 月までは 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、既に亡くなっていることから回答を得ることができない上、当時の取締役は、昭和 60 年 6 月から同年 9 月までの期間について、請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①のうち、昭和 60 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者は、当該期間に係る給料支払明細書を所持しておらず、また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくており、当時の事業主は、既に亡くなっている上、当時の取締役も当時の資料は何も残っていないと陳述していることから、請求者の当該期間に係る請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、昭和 60 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち、昭和 60 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 請求期間②のうち、平成 11 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日の期間について、請求者から提出された B 社の給与明細書により、請求者は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（19 万円）より高い標準報酬月額（22 万円）に相当する報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、既に亡くなっていることから回答を得ることができない上、当時の取締役からも平成 11 年 7 月の請求者の届出や保険料納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

4 請求期間②のうち、平成 11 年 8 月 1 日から同年 10 月 30 日までの期間については、請求者は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主からも回答が得られないことから、当該期間に係る請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、平成 11 年 8 月 1 日から同年 10 月 30 日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②のうち、平成 11 年 8 月 1 日から同年 10 月 30 日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800052 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1800033 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年9月1日から平成25年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年9月から平成25年6月までの標準報酬月額については、41万円から44万円とする。

平成24年9月から平成25年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月から平成25年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年9月1日から平成25年7月1日まで

私が、A社に勤務している期間のうち、請求期間の標準報酬月額が44万円であるべきところ、41万円と記録されていることが分かった。その後、標準報酬月額が44万円に記録訂正されているものの、当該記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。A社に確認したところ、請求期間の標準報酬月額は44万円であり、厚生年金保険料についても、当該標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除しているとのことであった。

調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成24年の「給与明細データ」（写）によると、請求者は、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる月において、44万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受けていたことが確認できる。

また、A社は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は本来44万円であることから、請求者から控除すべき厚生年金保険料に不足があることが判明したとして、平成26年4月から同

年 12 月までの給与から当該訂正前と訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の差額を控除した旨回答しているところ、同社から提出された請求者に係る平成 24 年から平成 26 年までの「給与明細データ」(写)、請求者から提出された平成 24 年分給与所得の源泉徴収票(写)及び B 市 C 区から提出された請求者に係る平成 25 年度(平成 24 年分)から平成 27 年度(平成 26 年分)までの過年度課税基本台帳課税状況等により、請求期間に係る当該訂正前と訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の差額を控除されていることが確認できることから、請求期間については、訂正後の標準報酬月額 44 万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、44 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 9 月から平成 25 年 6 月までの期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、請求者の標準報酬月額を 44 万円とする厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答している一方、訂正後の標準報酬月額(44 万円)に基づく厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者に係る当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。